

改正

平成21年3月31日告示第84号  
平成21年7月27日告示第203号  
平成22年9月13日告示第152号  
平成23年5月12日告示第87号  
平成23年11月21日告示第190号  
平成24年3月30日告示第51号  
平成24年6月29日告示第154号  
平成25年6月27日告示第130号  
平成26年3月31日告示第40号  
平成27年3月20日告示第33号  
平成27年6月30日告示第140号  
平成27年12月28日告示第226号  
平成29年1月20日告示第8号  
平成29年8月28日告示第162号  
平成29年10月20日告示第187号  
平成30年1月19日告示第8号  
平成30年3月29日告示第48号  
平成31年2月5日告示第12号  
平成31年3月28日告示第52号

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、民間保育所等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所（以下「民間保育所」という。）並びに同法第24条第2項に規定する認定こども園及び家庭的保育事業等並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）をいう。以下同じ。）の健全な運営及び多様な保育サービスの確保を図るため、民間保育所等の運営費に係る経費に対して補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規

則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

**第2条** 補助事業は、別表第1に掲げる区分ごとに、それぞれ同表対象施設の欄に掲げる施設を運営する者(以下「事業者」という。)による事業とする。

(補助対象経費)

**第3条** 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業者が、補助事業の実施に係る子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第11条の子どものための教育・保育給付を本市が認定した保護者に代わり支払を受け、若しくは国、本市その他公共団体から補助事業の実施に係る他の補助金等の交付を受け、又はこれらを受けることが見込まれている場合は、前項の規定により算出した経費から当該給付及び補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ同表対象経費の欄に定める経費の実支出額又は同表補助基準額の欄に掲げる額のいずれか少ない方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる補助事業の補助金の額は、前項の規定により算出した額に4分の3を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 保育士宿舍借り上げ支援事業
- (2) 保育所等業務効率化推進事業
- (3) 保育所等事故防止推進事業
- (4) 都市部における保育所等への賃借料支援事業費

(申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする事業者は、速やかに規則第4条に規定する書類に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による申請をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の

割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業計画の変更)

**第6条** 事業者は、規則第6条第1項の規定による通知を受けた後に当該補助金の交付の対象となっている事業(以下「事業」という。)を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条第1項の規定により必要書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、規則第8条第2項の規定により審査のうえ、適当と認めるものについて、事業者に通知するものとする。

(交付条件)

**第7条** 事業者は、次に掲げる交付条件を遵守しなければならない。

- (1) 事業が予定の期間に完了する見込みのない、若しくは完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 事業の遂行状況及び経費の用途について常時明確に把握しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により当該事業を所管する大臣が別に定めた期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の請求等)

**第8条** 補助金の交付決定を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、保育所等運営費補助金交付金概算(精算)払請求書により市長に請求しなければならない。この場合において、市長は、正当な請求書を受領した日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(補助金の不交付)

**第9条** 市長は、補助金の交付決定を受けた事業者が、法令の規定、法令の規定に基づく命令、処分若しくは定款等に違反していると認めるとき、又は、民間保育所等の管理運営に適正を欠き、

かつ、補助の目的を有効に達成することが困難若しくは不可能と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付しないことができる。

(事業実績の報告)

**第10条** 事業者は、事業が完了したときは、規則第10条の規定により必要な書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第11条** 事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 事業者は、前項の規定による報告の後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備等)

**第12条** 補助金の交付を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての書類を整備し、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して10年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分の完了する日又は適化法施行令第14条第1項2号の規定により当該事業を所管する大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合には、事業に係る収入及び支出について報告を求め、又は調査することができる。

(返還義務)

**第13条** 市長は、補助金の交付を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

当該補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金について、その全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付した補助金を事業以外の目的に使用したとき。
- (2) 書類の記載事項が事実と相違したとき。
- (3) その他不正な行為が認められたとき。

(様式)

**第14条** この要綱の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

**第15条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 別表第1、利用定員拡大促進事業費の項の規定は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に同項の規定により交付した補助金に係る第10条の規定による報告、第11条の規定による補助金の返還、第12条による書類の整備等又は第13条の返還義務については、なお効力を有する。

#### 附 則 (平成21年告示第84号)

この要綱は、公表の日から施行する。

#### 附 則 (平成21年告示第203号)

この要綱は、公表の日から施行する。

#### 附 則 (平成22年告示第152号)

この要綱は、公表の日から施行し、別表第1及び別表第2の改正規定のうち、保育所機能強化費(障害児保育加算及び緊急通報機器整備費加算に限る。)、延長保育促進事業費及び一時預かり事業費に係る部分は、平成22年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成23年告示第87号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成23年告示第190号)

この要綱は、公表の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（平成24年告示第51号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年6月29日告示第154号）

この要綱は、公表の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**（平成25年6月27日告示第130号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所運営費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**（平成26年3月31日告示第40号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月20日告示第33号）

この要綱は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成27年6月30日告示第140号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。  
（経過措置）

- 2 新要綱第7条の規定にかかわらず、施行の日から平成27年7月31日までに新要綱第5条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた事業者に対し同年4月1日から7月31日までに要した対象経費に係る補助金を交付する場合においては、新要綱第7条中「第5条第2項に規定する通知のあった日以後毎月1日」とあるのは「毎月1日」と、「毎月5日まで」とあるのは「平成27年8月5日まで」と読み替えるものとする。

**附 則**（平成27年12月28日告示第226号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年1月20日告示第8号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年8月28日告示第162号）

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**（平成29年10月20日告示第187号）

この要綱は、公表の日から施行する。

**附 則**（平成30年1月19日告示第8号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。

**附 則**（平成30年3月29日告示第48号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（平成31年2月5日告示第12号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続は、新要綱の相当規定によってした申請、決定その他の手続とみなす。

**附 則**（平成31年3月28日告示第52号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第1保育所等事故防止推進事業費の項の改正規定は平成31年2月7日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の行為は、新要綱の相当規定によってしたものとみなす。

**別表第1**（第2条—第4条関係）

補助金基準表

区分	対象施設	対象経費	補助基準額
保育士	民間保育	保育対策総合支援事業費補助金の国	国保育対策要綱別表に規定する基準

宿舎借 り上げ 支援事 業費	所、認定こ ども園及 び家庭的 保育事業 等	庫補助について(平成30年10月17日付 け厚生労働省発子1017第5号厚生労 働事務次官通知)別紙保育対策総合支 援事業費補助金交付要綱(以下「国保 育対策要綱」という。)3(5)に掲げ る保育士宿舎借り上げ支援事業を実 施するために必要な経費(国保育対策 要綱別表に規定する対象経費に限 る。)	額(1施設当たり月額328,000円を上 限とする。)
保育所 等にお ける業 務集約 化推進 事業費	民間保育 所及び認 定こども 園(幼保連 携型認定 こども園 に限る。)	国保育対策要綱3(11)に掲げる保育 所等における業務集約化推進事業を 実施するために必要な経費(国保育対 策要綱別表に規定する対象経費に限 る。)	国保育対策要綱別表に規定する基準 額
サテラ イト型 小規模 保育事 業費	民間保育 所、認定こ ども園及 び幼稚園	国保育対策要綱3(21)に掲げるサテ ライト型小規模保育事業を実施する ために必要な経費(国保育対策要綱別 表に規定する対象経費に限る。)	国保育対策要綱別表に規定する基準 額とする。ただし、常態的に土曜日を 閉所している、又は大和市の休日を選 定する条例(平成元年大和市条例第3 号)に規定する休日(土曜日を除く。) 以外に連続して7日以内の長期休業 を設定している場合は、国保育対策要 綱別表に規定する基準額を2で除し て得た額とし、連続して8日以上 の長期休業を設定している場合は、補助金 を交付しないものとする。
保育所 等業務	民間保育 所、認定こ	平成30年度(平成29年度からの繰越 分)保育対策総合支援事業費補助金	平成29年度繰越分国保育対策要綱別 表に規定する基準額

<p>効率化 推進事 業費</p>	<p>ども園（幼 保連携型 認定こど も園に限 る。）及び 家庭的保 育事業等</p>	<p>（保育所等改修費等支援事業（平成29 年度補正予算の繰越分）、保育所等業 務効率化推進事業（保育所等における I C T化推進事業）及び保育所等事故 防止推進事業分）の国庫補助について （平成30年8月22日付け厚生労働省 発子0822第1号厚生労働事務次官通 知）別紙平成30年度（平成29年度から の繰越分）保育対策総合支援事業費補 助金（保育所等改修費等支援事業（平 成29年度補正予算の繰越分）、保育所 等業務効率化推進事業（保育所等にお けるI C T化推進事業）及び保育所等 事故防止推進事業分）交付要綱（以下 「平成29年度繰越分国保育対策要綱」 という。）3（2）に掲げる保育所等業 務効率化推進事業を実施するために 必要な経費（平成29年度繰越分国保育 対策要綱別表に規定する対象経費に 限る。）</p>	
<p>保育所 等事故 防止推 進事業 費</p>	<p>民間保育 所、認定こ ども園（幼 保連携型 認定こど も園に限 る。）及び 家庭的保 育事業等</p>	<p>平成29年度繰越分国保育対策要綱3 （3）に掲げる保育所等事故防止推進 事業を実施するために必要な経費（平 成29年度繰越分国保育対策要綱別表 に規定する対象経費に限る。）</p>	<p>平成29年度繰越分国保育対策要綱別 表に規定する基準額</p>
		<p>平成30年度保育対策総合支援事業費 補助金（保育所等改修費等支援事業、 保育士修学資金貸付等事業、保育所等 業務効率化推進事業（保育所等におけ</p>	<p>平成30年度補正分国保育対策要綱別 表に規定する基準額</p>

	(居宅訪問型保育事業を除く。)	るICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)の国庫補助について(平成31年2月22日付け厚生労働省発子0222第2号厚生労働事務次官通知)別紙平成30年度保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業、保育士修学資金貸付等事業、保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進事業)及び保育所等における事故防止推進事業分)交付要綱(以下「平成30年度補正分国保育対策要綱」という。)3(4)に掲げる保育所等における事故防止推進事業を実施するために必要な経費(平成30年度補正分国保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)	
特別経常費	民間保育所	民間保育所特別経常費補助金交付要綱(平成16年4月1日施行。以下「経常要綱」という。)第2条の表に掲げる特別経常費	経常要綱第3条第1項に規定する基準額
低年齢児受入対策緊急支援事業費	民間保育所及び認定こども園	保育緊急対策事業費補助金交付要綱(平成27年4月1日施行。以下「緊急要綱」という。)第2条第1項第1号に掲げる低年齢児受入対策緊急支援事業を実施するために必要な経費(低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領(平成27年4月1日施行)に規定する補助対象経費に限る。)	低年齢児受入対策緊急支援事業実施要領に規定する補助基準額

民間保育所健康管理体制強化事業費	民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定こども園	緊急要綱第2条第1項第2号に掲げる民間保育所健康管理体制強化事業を実施するために必要な経費（民間保育所健康管理体制強化事業実施要領（平成27年4月1日施行）に規定する補助対象経費に限る。）	民間保育所健康管理体制強化事業実施要領に規定する補助基準額
要保護児童保育所受入促進事業費	に限る。）	緊急要綱第2条第1項第3号に掲げる要保護児童保育所受入促進事業を実施するために必要な経費（要保護児童保育所受入促進事業実施要領（平成27年4月1日施行）に規定する補助対象経費に限る。）	要保護児童保育所受入促進事業実施要領に規定する補助基準額
保育エキスパート等研修代替保育士雇用費	民間保育所、認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）及び家庭的保育事業等	保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱の制定について（平成29年7月20日付け次育第288号神奈川県知事通知）別添保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱（以下「保育エキスパート等要綱」という。）第4条第1号に規定する補助対象経費	保育エキスパート要綱第4条第2号に規定する補助基準額
延長保育事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等	神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年10月25日施行。以下「支援要綱」という。）第2条第2号に掲げる延長保育事業を実施するために必要な経費（支援要綱別表に規定する対象経費に限る。）	支援要綱別表に基づき算定される基準額（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者の属する世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30

			号)の規定による支援給付を受けている者の属する世帯(以下「生活保護等世帯」という。)にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した延長保育事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額)
実費徴収に係る補足給付を行う事業費	民間保育所等	支援要綱第2条第3号に掲げる実費徴収に係る補足給付を行う事業を実施するために必要な経費(支援要綱別表に規定する対象経費に限る。)	支援要綱別表に基づき算定される基準額
一時預かり事業費		支援要綱第2条第11号に掲げる一時預かり事業を実施するために必要な経費(支援要綱別表に規定する対象経費に限る。)	支援要綱別表に基づき算定される基準額(生活保護等世帯にあつては、当該生活保護等世帯に属する児童が利用した一時預かり事業に係る利用者負担額のうち事業者が減免した額を加算した額)
保育補助者雇上強化事業費	民間保育所、認定こども園(幼稚園(幼保連携型認定こども園に限る。))及び家庭的保育事業等(小規模	神奈川県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱(平成28年2月25日施行。以下「県保育対策要綱」という。)第2条第2号に掲げる保育補助者雇上強化事業を実施するために必要な経費(県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)	県保育対策要綱別表に規定する基準額

	保育事業及び事業所内保育事業に限る。)		
保育体制強化事業費	民間保育所及び認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。)	県保育対策要綱第2条第3号に掲げる保育体制強化事業を実施するために必要な経費（県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)	
都市部における保育所等への賃借料支援事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。)	県保育対策要綱第2条第8号に掲げる都市部における保育所等への賃借料支援事業を実施するために必要な経費（県保育対策要綱別表に規定する対象経費に限る。)	
休日保育事業費	民間保育所及び認定こども園	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日において実施する保育（以下「休日保育」という。）のために、特定教 育・保育等に要する費用の額の算定に 関する基準等の改正に伴う実施上の 留意事項について（平成28年8月23 日付け府子本第571号内閣府子ども・	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算した額とする。  （1） 要配慮児童を保育する保育士分 11,300円に休日保育を実施する日に在籍する保育士等（休日保育を利用する児童（障がい児等の保育上特段の配慮又は支援

	<p>子育て本部統括官・28文科発第727号 文部科学省初等中等教育局長・雇児発 0823第1号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知)で定める基本分単価に おいて充足すべき必要保育士数(国家 戦略特別区域法(平成25年法律第107 号)第12条の4第6項の規定により神 奈川県知事が行う国家戦略特別区域 限定保育士試験に合格した国家戦略 特別区域限定保育士(以下「区域限定 保育士」という。)の数を含む。以下 同じ。)又は必要保育教諭等の数(以 下「国基準保育士等数」という。)を 超えて保育士、区域限定保育士又は保 育教諭等(以下「保育士等」という。) を雇用した場合における当該超えた 数の保育士等の雇用その他休日保育 を実施するために必要な経費</p>	<p>が必要と市長が認める児童(以下 「要配慮児童」という。)の保育 を実施するために雇用したと市 長が認める者に限る。)の数(保 育の実施単位ごとに3人につき 保育士等1人の割合(市長が別に 定める割合によることを認めた 場合は、その割合)で算定した数 (1未満の端数があるときは、こ れを切り上げる。))を乗じて得 た額</p> <p>(2) ローテーション保育士及び 申込受付分 11,300円にローテ ーション保育士(シフト制の勤務 において、シフトの関係上、休日 に勤務する保育士をいう。)が休 日保育を実施する日数を乗じて 得た額に、当月の休日保育利用申 込み初回において、利用申込みを 受け付ける保育士等の雇用経費 として11,300円を加算した額</p> <p>(3) 保育士配置増員分 11,300 円に休日保育を実施する日に在 籍する国基準保育士等数(当該国 基準保育士等数を3人以上配置 した場合における3人目以降の 国基準保育士等数に限る。)を乗 じて得た額</p> <p>(4) 連休分 11,300円に休日保</p>
--	--	--

			育を3日以上連続して実施する日に在籍する保育士等の数を乗じて得た額
保育士加配事業費	民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等	国基準保育士等数を超える数の保育士等を雇用するために必要な経費	次に掲げる経費の合計額(1施設当たり年額276,000円を上限とする。) (1) 人材派遣会社、人材紹介会社等に支払う紹介手数料 (2) 保育士等の募集に係る広告に要した経費 (3) 新規に雇用した保育士等の経済的支援のために、対象施設が当該保育士等に支払った額(1人当たり年額100,000円を上限とする。) (4) 前3号に掲げるもののほか、保育士等を確保するために市長が必要であると認めた経費
	民間保育所及び認定こども園	国基準保育士等数を超えて、保育士等を雇用した場合における当該超えた数の保育士等の雇用に係る経費	276,000円(各月の初日に在籍する児童の数が児童福祉法第35条第4項の規定に基づき認可された定員(以下「認可定員」という。)に満たず、各月の初日に在籍する保育士等の数が保育上必要とする保育士等の数を満たしているにもかかわらず、子ども・子育て支援法第42条第1項に規定する利用の要請に応じない場合は92,000円)に各月の初日に在籍する次に掲げる保育士等の数の合計を乗じて得た額

			<p>(1) 1歳児(要配慮児童を除く。) 4人につき保育士等1人の割合 (市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合)で算定した保育士等の数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)から国基準保育士等数を差し引いた数</p> <p>(2) 3歳児(要配慮児童を除く。) 16人につき保育士等1人の割合 (市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合)で算定した保育士等の数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。)から国基準保育士等数を差し引いた数</p> <p>(3) 要配慮児童の保育を実施するために雇用したと市長が認める保育士等の数(保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合(市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合)で算定した数(1未満の端数があるときは、これを切り上げる。))</p> <p>(4) 保育士等の勤務環境を改善するために雇用したと市長が認める保育士等の数(各月の初日に在籍する保育士等の数から国基</p>
--	--	--	---

		<p>準保育士等数及び第1号から第3号までの規定により算定した数を差し引いた数であって、利用定員が90人以下の場合は1、90人を超える場合は2を上限とする。)</p> <p>(5) 地域の子育て支援を行うために雇用したと市長が認める保育士等の数(各月の初日に在籍する保育士等の数から国基準保育士等数及び第1号から第4号までの規定により算定した数を差し引いた数であって、1を上限とする。)</p>
特定年齢児受入促進事業費	0歳児から3歳児までの受入促進を図るための保育士等の雇用に係る経費	<p>認可定員を超えて受け入れた各月の初日に在籍する次の各号に掲げる児童の数に当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額</p> <p>(1) 0歳児 7,600円</p> <p>(2) 1歳児 34,500円</p> <p>(3) 2歳児 7,600円</p> <p>(4) 3歳児 8,600円</p>
利用定員拡大促進事業費	利用定員の拡大を図るための保育士等の雇用に係る経費	<p>平成29年4月1日における認可定員(以下「基準認可定員」という。)を超えて利用定員を拡大した次に掲げる区分の児童の数(各月の初日に在籍する当該児童の数が拡大した利用定員に満たない場合は、各月の初日に在籍する当該児童の数から基準認可定</p>

		員を差し引いた数)に、それぞれ当該各号に定める額を乗じて得た額の合計額  (1) 0歳児 7,600円 (2) 1歳児 34,500円 (3) 2歳児 7,600円 (4) 3歳児 8,600円
支援保育事業費	集団保育が可能で日々通所できるものに対する適切な支援上特別な支援が必要とされる児童に対する適切な支援に要する経費	特別な支援が必要とされる児童に対して適切な支援がされていることを市長が認める3歳以上児(要配慮児童は除く。以下「支援児童」という。)の数に92,000円を乗じた額とする。ただし、保育士等(要配慮児童の保育を実施するために雇用したと市長が認める者に限る。)が保育の実施単位ごとに3人につき保育士等1人の割合(市長が別に定める割合によることを認めた場合は、その割合)で保育を実施している場合において、要配慮児童の他に支援児童を保育している場合は、当該支援児童の数に12,000円を乗じて得た額とする。

備考

- 1 この表における保育士等の数の算定については、次に掲げる規定を準用する。
  - (1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号)附則第11項及び第14項から第17項まで
  - (2) 認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号)附則第2項から第6項まで
  - (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条

例（平成26年神奈川県条例第52号）附則第8項から第11項まで

（4）大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第54号）第26条第3項、第28条第3項、第41条第3項及び第44条第3項並びに附則第5項から第8項まで

2 この表において、児童の年齢は、当該年度の初日の前日における満年齢で区分することとし、当該年度内は同一区分の児童とみなす。

3 この表において、補助基準額の算定は、保育士宿舍借り上げ支援事業費の項から保育士加配事業費、民間保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等の項までは、当該年度の運営状況に基づいて行うものとし、保育士加配事業費、民間保育所及び認定こども園の項から支援保育事業費の項までは、各月の初日における運営状況に基づいて行うものとする。

**別表第2（第14条関係）**

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	保育所等運営費補助金交付金概算（精算）払請求書	第8条
第2号様式	消費税仕入控除税額報告書	第11条